平成二十五年九月十九日たので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、監査を執行し

同 同 同 広島県監査委員

佐 髙 宮 佐 々 藤 橋 木

義 政 弘

均則利司